

要介護度		介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5	
施設利用料	基本型	多居室:4居室、2居室(日額)	793円	843円	908円	961円	1012円
		個室(日額)	717円	763円	828円	883円	932円
	強化型	多居室:4居室、2居室(日額)	871円	947円	1014円	1072円	1125円
		個室(日額)	788円	863円	928円	985円	1040円
加算部分	○初期加算Ⅰ	1日 60円	入所後30日に限り加算されます(医療機関との連携及び情報開示した場合)				
	○初期加算Ⅱ	1日 30円	入所後30日に限り加算されます				
	○サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日 22円	介護職員のうち介護福祉士が80%以上の場合もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上の場合				
	○サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日 18円	介護職員のうち介護福祉士が60%以上の場合				
	○夜勤職員配置加算	1日 24円	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすもの				
	○短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	1日 258円	下記に加え、ADL等の評価を行うとともにその情報を厚生労働省へ提出した場合				
	○短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1日 200円	入所から3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合				
	○認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	1日 240円	下記の要件に加え、居宅等を訪問し、生活環境を踏まえた計画を立てた場合				
	○認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1日 120円	入所から3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合(週3回まで)				
	○リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅰ	1月 53円	下記に加え、口腔衛生Ⅱ・栄養強化の加算を算定し、関係職種で情報の共有と実施計画の見直しを行っている場合				
	○リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅱ	1月 33円	リハビリテーション実施計画を入所者・家族に説明を行い、その実施計画の情報を厚生労働省へ提出した場合				
	○認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日 3円	専門的な認知症ケアを行った場合				
	○若年性認知症入所者受入加算	1日 120円	若年性認知症者を入所受入した場合				
	○認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日 200円	医師の判断で緊急に利用した場合に算定(7日が上限)				
	○認知症チームケア推進加算Ⅰ	1月 150円	下記の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門研修を修了した者又は認知症の専門研修等を修了した者を1名以上配置した場合				
	○認知症チームケア推進加算Ⅱ	1月 120円	認知症の専門研修を修了した者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、認知症の行動・心理症状の評価・測定を計画的に行い、認知症ケアに対してのカンファレンスなどを行っている場合				
	○栄養マネジメント強化加算	1日 11円	栄養マネジメントを実施し、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出した場合				
	○経口維持加算(Ⅰ)	1月 400円	著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について、経口維持計画を作成し、栄養管理を実施した場合、6ヶ月以内に限り算定				
	○経口維持加算(Ⅱ)	1月 100円	経口維持Ⅰを算定し、入所者の経口維持を支援する為の食事観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又言語聴覚士が加わった場合、6ヶ月以内に限り算定				
	○療養食加算	1食 6円	医師の指示箋に基づく治療食を提供した場合				
	○退所時栄養情報連携加算	1回 70円	退所先の医療機関に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合				
	○再入所時栄養連携加算	1回 200円	入所者が医療機関に入院し、施設への再入所であって、厚生労働大臣が定める特別食等が必要な場合				
	○口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月 90円	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に口腔ケアの技術的助言・指導を行い、加えて歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施した場合				
	○口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月 110円	(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の計画の情報を厚生労働省へ提出した場合				
	○所定疾患施設療養費Ⅰ	1日 239円	肺炎等に投薬、検査、注射、処置など実施				
	○所定疾患施設療養費Ⅱ	1日 480円	肺炎等に投薬、検査、注射、処置など実施(医師が感染症対策の研修を受講)				
	○外泊時費用	1日 362円	外泊初日、最終日以外(算定は月に6日を限度とします)				
	○外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	1日 800円	老健施設の在宅サービスを利用する場合(月に6日まで)				
	○入所前後訪問指導加算Ⅰ	1回 450円	必要に応じて実施した場合				
	○入所前後訪問指導加算Ⅱ	1回 480円	必要に応じて実施した場合				
○試行的退所時指導加算	1回 400円	必要に応じて実施した場合					
○退所時情報提供加算Ⅰ	1回 500円	居宅に退所後、主治医に対して診療情報を提供した場合					
○退所時情報提供加算Ⅱ	1回 250円	医療機関に退所後、退所先の医療機関に対して診療情報を提供した場合					
○入退所前連携加算(Ⅰ)	1回 600円	入所前後30日以内に利用者の希望する居宅介護支援事業者と連携し情報提供とサービス利用調整を行った場合					
○入退所前連携加算(Ⅱ)	1回 400円	退所前から居宅介護支援事業者と連携し情報提供とサービス調整を行った場合					

加 算 部 分	○訪問看護指示加算	1回 300円	退所にあたって訪問看護の指示書を出した場合
	○協力医療機関連携加算 1	1月 100円	常時、相談、診療、入院の体制を確保している協力医療機関と連携し、会議を定期的に行っている場合(令和6年度まで)
	○協力医療機関連携加算 1	1月 50円	常時、相談、診療、入院の体制を確保している協力医療機関と連携し、会議を定期的に行っている場合(令和7年度から)
	○協力医療機関連携加算 2	1月 5円	協力医療機関と情報共有を行う会議を定期的に行っている場合
	○緊急時治療管理加算	1日 518円	容態が急変した緊急時に所定の対応を行った場合
	○かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	1回 140円	入所時・退所時に主治医と薬剤の変更について説明し、合意を得ていることに加え、関係職種で情報の共有が図れている場合
	○かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	1回 70円	入所時・退所時に主治医と薬剤の変更について説明し、記録していることに加え、関係職種で情報の共有が図れている場合(施設内において)
	○かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	1回 240円	(Ⅰ)に加え、入所者の薬剤情報を厚生労働省へ提出した場合
	○かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1回 100円	(Ⅰ)(Ⅱ)に加え、6種類以上の内服薬がある入所者に対し、主治医と連携により減薬した場合
	○褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月 3円	褥瘡マネジメントを実施し、その情報を厚生労働省へ提出した場合
	○褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月 13円	(Ⅰ)の要件を満たした上で、褥瘡の発生がない場合
	○排せつ支援加算(Ⅰ)	1月 10円	医師や看護師が排泄にかかる要介護状態を軽減の見込を判断し、その評価の情報を厚生労働省へ提出した場合 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算不可
	○排せつ支援加算(Ⅱ)	1月 15円	(Ⅰ)の要件を満たした上で、排泄の状態に悪化がなく改善している事又はおむつ使用ありがなしへ改善している場合 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算不可
	○排せつ支援加算(Ⅲ)	1月 20円	(Ⅰ)の要件を満たした上で、排泄の状態に悪化がなく改善している事かつおむつ使用ありがなしへ改善している場合 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算不可
	○自立支援促進加算	1月 300円	医師が入所時に医学的評価を行い、その情報を厚生労働省へ提出した場合
	○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	1日 51円	在宅復帰を推進している老健で、一定の条件を満たしている場合(基本型)
	○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	1日 51円	在宅復帰を推進している老健で、一定以上の条件を満たしている場合(強化型)
	○科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月 40円	ケアの内容や利用者の心身の状態に関する情報を厚生労働省へ提出した場合
	○科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月 60円	(Ⅰ)の要件に加えて、病気の状況や服薬情報を厚生労働省へ提出した場合
	○安全対策体制加算	1回 20円	事故の発生や再発を防止する体制が整備されている場合(入所時に1回)
	○高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1月 10円	新興感染症が発生した場合、医療機関との連携体制を構築していることに加え、一定の要件を満たす医療機関等が主催する感染研修に参加していること
	○高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月 5円	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実施指導を受けていること
	○新興感染症等施設療養費	1日 240円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した利用者に対して、適切なケアを行った場合(1か月1回 連続5日間)
	○生産性向上推進体制加算Ⅰ	1月 100円	下記の要件を満たし、業務改善が成果が確認されていること(見守り機器は複数台導入していること)
	○生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月 10円	生産性向上に基づいた改善活動を行い、負担軽減やサービスの質の確保などを検討する委員会を設置することに加え、見守り機器を1機以上導入している。また業務改善データ提出をしている場合
	○ターミナルケア加算(当日)	1日 1900円	死亡日当日
○ターミナルケア加算(2日～3日以内)	1日 910円	死亡日前日及び前々日	
○ターミナルケア加算(4日～30日以内)	1日 160円	死亡日前4日間以上30日間以下	
○ターミナルケア加算(31日～45日以内)	1日 72円	死亡日前31日間以上45日間以下	

令和6年5月まで算定

加 算 部 分	○介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金＋加算を算定した金額の3.9%相当
	○介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本料金＋加算を算定した金額の2.1%相当
	○介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金＋加算を算定した金額の0.8%相当



(令和6年6月改定)

加 算	○介護職員等処遇改善加算	基本料金＋加算を算定した金額の7.5%相当
--------	--------------	-----------------------